

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

野菜・果樹品目別統計は、農業経営統計調査の一環として、野菜及び果樹生産農家の農業経営の実態を把握し、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の目的である野菜・果樹の生産及び出荷の安定とそれを通して農業の健全な発展と国民の消費生活の安定を図るための施策、野菜及び果樹作農家の経営改善等に必要な基礎資料を提供することを目的としている。

(2) 根拠法規

農業経営統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計第119号として農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

(3) 調査の機構

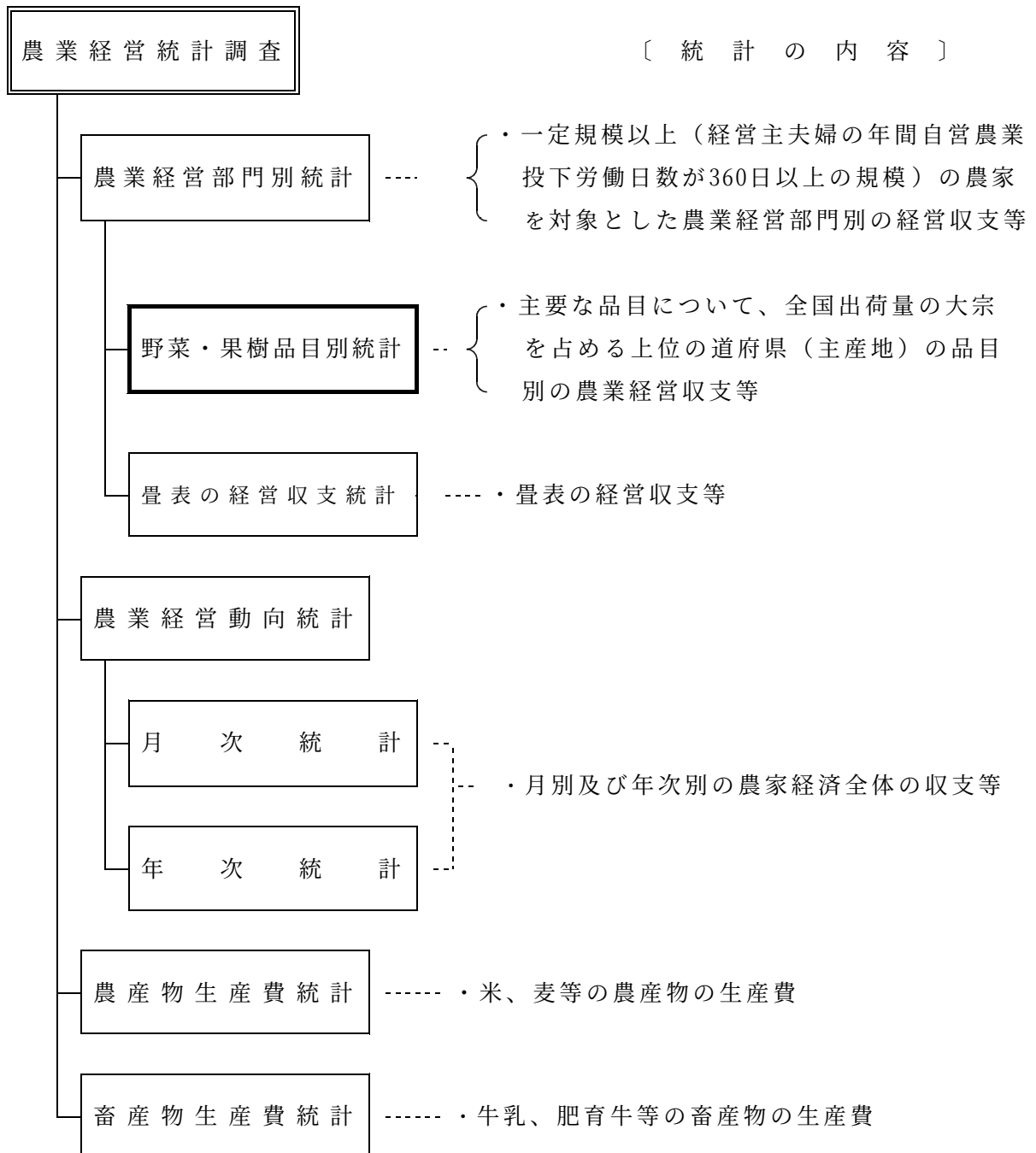
この調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系

野菜・果樹品目別統計については、平成7年から従前の農畜産物産生産費調査と農家経済調査を統合した「農業経営統計調査」の一環として実施している。

これに伴い、野菜・果樹品目別統計は、農業経営部門別統計の内訳として野菜・果樹の品目別農業収支、自営農業労働時間等を把握している。

農業経営統計調査の体系図



(5) 調査対象と調査農家の選定

ア 母集団

野菜・果樹品目別統計における母集団は、「1995年農業センサス」結果による農家のうち、以下の基準を満たしている農家を対象としている。

- (7) 経営耕地面積が200 a 以上（北海道においては500 a 以上）の農家又は野菜生産農家においては、露地野菜の作付面積が100 a 以上（北海道においては200 a 以上）、又は施設野菜の作付面積が2,000㎡以上の農家、果樹生産農家においては、果樹の植栽面

積が100a以上であること。

(イ) 農産物販売金額に占める野菜又は果樹の販売金額が1位又は2位であること。

(ウ) 調査対象品目を作付け（栽培）し、調査対象品目の販売金額が野菜又は果樹の販売金額の20%以上であること。

イ 調査対象品目

(7) 野菜

「野菜生産出荷安定法」でいう「指定野菜」のうち、ばれいしょを除く、だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト（ミニトマトを含む。）、及びピーマン（ししとう含む。）の13品目並びににんにく、いちご、メロン、すいかの計17品目

(イ) 果樹

「果樹農業振興特別措置法」の対象果実であるりんご、みかん、いよかん、なつみかん、はっさく、ネーブルオレンジ、ぶどう、日本なし、もも、かき、うめ、おうとう、くり、キウイフルーツ、すもも、びわ及びパインアップルの17品目。

ウ 調査対象県

野菜・果樹品目別統計における調査対象県は、原則として品目ごとに出荷量のおおむね50%を占めるまでの道府県、又は、出荷量の多い上位5道府県としたが、品目によっては出荷量が1位あるいは2位の道府県を代表的に選定した。

(7) 野菜

だ い こ ん： 青森、千葉、神奈川、岡山

に ん じ ん： 北海道、千葉、徳島、長崎

さ と い も： 埼玉、千葉、宮崎、鹿児島

は く さ い： 茨城、長野、愛知

キ ャ ベ ツ： 群馬、神奈川、山梨、長野、愛知、兵庫

ほうれんそう： 群馬、埼玉、愛知

レ タ ス： 岩手、茨城、長野、兵庫、香川

春 ね ぎ： 茨城、埼玉、千葉、京都、大阪、兵庫、鳥取、福岡、大分

夏 ね ぎ： 北海道、青森、茨城、埼玉、千葉、京都、大阪、兵庫、鳥取、香川、福岡、大分

秋 冬 ね ぎ： 北海道、青森、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡、大分

た ま ね ぎ： 北海道、静岡、愛知、兵庫、香川、佐賀

き ゅ う り： 福島、群馬、埼玉、高知、宮崎

冬 春 な す： 高知、福岡、熊本

夏 秋 な す： 茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨、京都、奈良、徳島、熊本

冬春大玉トマト： 茨城、栃木、群馬、千葉、愛知、福岡、熊本

夏秋大玉トマト： 北海道、青森、福島、茨城、群馬、千葉、長野、岐阜、熊本

冬春ミニトマト： 千葉、愛知、熊本、宮崎

夏秋ミニトマト： 北海道、岩手、山形、福島、茨城、千葉、長野、熊本

冬春ピーマン： 高知、宮崎

夏秋ピーマン： 北海道、岩手、福島、茨城、大分、宮崎

冬春ししとう： 高知

夏秋ししとう： 千葉、和歌山、高知

に ん に く： 青森、岩手、香川

い ち ご： 栃木、奈良、福岡、佐賀

メ ロ ン： 茨城、熊本

す い か： 千葉、鳥取、熊本

(イ) 果樹

み か ん： 静岡、和歌山、広島、愛媛、佐賀、熊本

な つ み か ん： 熊本

は っ さ く： 和歌山

い よ か ん： 愛媛

ネーブルオレンジ： 和歌山

り ん ご： 青森、山形、山梨、長野

日 本 な し： 福島、茨城、千葉、長野、鳥取

か き： 山形、岐阜、奈良、和歌山、福岡

び わ： 長崎

も も： 福島、山梨

す も も： 山梨

お う と う： 山形、山梨

う め： 和歌山

ぶ ど う： 山形、山梨、長野、岡山、福岡

く り： 茨城

パインアップル： 沖縄

キウイフルーツ： 和歌山、愛媛

エ 調査農家

上記ウで選定された調査道府県について、原則としてその地方の一般的な栽培を行っている農家5戸以上を調査農家として選定した。

ただし、ねぎ、たまねぎ、なす、トマト（ミニトマトを含む。）、ピーマン（ししとうを含む。）及びにんにくについては、原則としてその地方の一般的な栽培を行っている農家を2戸以上を調査農家として選定した。

(6) 調査の期間

野菜・果樹品目別統計における調査期間は、各品目の主たる収穫・出荷期間に基づく調査年産又は調査年産に含まれる季節区分の出荷終了時を遡ること1年間である。

(7) 調査項目

農業経営の実態を把握するために必要な事項について調査した。その主な事項は次のとおりである。

- | | | |
|------------|------------|---------|
| ア 世帯員及び就業者 | イ 農業労働時間 | ウ 経営耕地 |
| エ 農業固定資本額 | オ 農産物の生産概況 | カ 農業粗収益 |
| キ 農業経営費 | | |

(8) 調査方法

調査農家による日計簿（記録簿）への記帳（自己申告）を基本とし、出張所職員による面接聞き取り調査を併用した。

2 調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 取りまとめ対象農家

取りまとめ対象農家は、調査期間の1年間について記帳取りまとめをした農家である。

したがって、同期間中に離農した農家や記帳不能等により調査を中止した農家は除いた。

イ 平均値の算出方法

(ア) 全調査農家平均値

全調査農家平均値は、野菜のうち、だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、きゅうり、いちご、メロン及びすいか並びに果樹については、品目別・季節区分別に、該当する農家の調査項目ごとの累積値を調査戸数で除して、次の算式により算出した。

a 1戸当たり平均値

$$= \frac{\text{1戸当たりを算出する項目の累積値}}{\text{集計戸数}}$$

b 10a当たり平均値

$$= \frac{\text{10a当たりを算出する項目の累積値}}{\text{作付延べ面積（植栽面積）の累積値}} \times 10$$

上記以外の品目にあっては、品目別・季節区分別に、「野菜生産出荷統計」に基づ

く道府県別出荷量をウエイトとする加重平均により、次の算式により算出した。

a 1戸当たり平均値

$$= \frac{(\text{1戸当たりを算出する項目} \times \text{出荷量ウエイト}) \text{の累積値}}{(\text{道府県別集計戸数} \times \text{出荷量ウエイト}) \text{の累積値}}$$

b 10a当たり平均値

$$= \frac{(\text{10a当たりを算出する項目} \times \text{出荷量ウエイト}) \text{の累積値}}{(\text{作付延べ面積(植栽面積)} \times \text{出荷量ウエイト}) \text{の累積値}} \times 10$$

(イ) 道府県平均値

道府県平均値は、品目別・季節区分別に、該当する農家の調査項目ごとの累積値を調査戸数で除して、次の算式により算出した。

a 1戸当たり平均値

$$= \frac{\text{1戸当たりを算出する項目の累積値}}{\text{集計戸数}}$$

b 10a当たり平均値

$$= \frac{\text{10a当たりを算出する項目の累積値}}{\text{作付延べ面積(植栽面積)の累積値}} \times 10$$

(2) 統計表の編成

ア 統計表の表章区分と表章内容

区 分	表 章 単 位	表 章 区 分	表 章 内 容
農業経営の概況	1戸当たり	1 全調査農家平均 2 全調査農家平均(季節区分) 3 調査道府県	1 世帯員及び就業者 2 農業固定資本額 3 経営耕地 4 農産物の生産概況
農業経営収支 分析指標 労働時間	1 1戸当たり 2 10a当たり	1 全調査農家平均 2 全調査農家平均(季節区分) 3 調査道府県	1 農業粗収益 2 農業経営費 3 農業所得 4 分析指標 5 自営農業労働時間 6 作業別労働時間

注： 季節区分別の表章品目は野菜のうち、季節区分が存在する品目である。

イ 調査地域の表示区分

調査地域の表示は、調査戸数5戸以上の調査道府県単位で行った。

3 統計項目の説明

(1) 農業経営の概況

ア 年間月平均世帯員

1か月に15日以上その家に在住し、生計を共にした家族及び同居人の月別世帯員数を累積（1年＝12か月）し、12か月で除した数である。

イ 家族農業就業者

家族農業就業者とは、年末在住者のうち、家族（同居人及び非就業者を除く）の年間の労働日数（ゆい・手間替えを含む）が60日以上 of 者のことである。これを専従者・準専従者別、男女別に表示した。

(7) 専従者：年間の自営農業投下労働日数とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働日数との合計が150日以上の者

(イ) 準専従者：年間の自営農業投下労働日数とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働日数との合計が60日以上150日未満の者

(ウ) 専従者の内訳

家族農業就業者のうち、農業の基幹的な担い手である専従者について、年齢別、農業労働日数別に表示した。

ウ 農業固定資本額

農業固定資本額を建物、農機具、植物別に表示した。

エ 経営耕地

経営耕地面積は、農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積である。

また、経営耕地面積は、原則として年始め現在について表示したが、年内に購入・借入れ、売却・貸付などのため、経営耕地面積の異動があった場合には、次の基準により判定し、年始め面積を修正して表示した。

(7) 田については、稲の作付け以前に異動した場合は修正した。

また、稲の作付け以降でも、稲の作付けしてある田を立毛のまま購入、売却したことなどにより増減した場合は修正した。

(イ) 普通畑、樹園地については、6月末日以前に異動した場合は修正した。

なお、7月以降でも、普通畑、樹園地が購入等により増加し当年においてその土地が主要農業生産に利用された場合は修正した。

また、樹園地には、経営耕地面積規模決定の対象となる実際の樹園地面積（木本性永年作物として一括した場合の利用実面積）を表示するとともに、樹園地のうち果樹園の植栽面積を表示した。

オ 主要農産物の生産概況

水稻、露地野菜、施設野菜、果樹、当該品目の作付面積を表示した。

(2) 農業経営収支

ア 農業粗収益

農産物の販売収入、家計に仕向けられた農産物の価額、動植物の成（生）長・新植・生

産による増価（加）額など、当年1か年の農業経営の結果から得られた総収益額を表示した。

なお、野菜・果樹品目別統計では、このうち当該品目に関わる農業粗収益のみを把握している。

イ 農業経営費

農業粗収益を上げるために要した一切の経費であって、本年における流動的経費及び本年負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地の地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。また、自家農産物であって、再び農業経営に消費された、いわゆる中間生産物及び家計廃残物は、農業経営費には算入していない。

なお、野菜・果樹品目別統計においては、当該品目の調査年産に関わる農業経営費のみを把握している。

ウ 農業所得

$$\text{農業所得} = \text{農業粗収益} - \text{農業経営費}$$

(3) 分析指標

$$\text{ア 農業所得率（％）} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

$$\text{イ 農業純生産（1,000円）} = \text{農業粗収益} - (\text{農業流動財費} + \text{農業固定財費})$$

具体的には、農業粗収益から物財費（雇用労賃、支払小作料及び農業経営に係わる負債利子）を含まない農業経営費。）を差し引いたもので農業生産による付加価値額である。

注：1 農業流動財費 ----- 農業経営費 - （減価償却費＋雇用労賃＋支払小作料＋農業経営に係わる負債利子）

2 農業固定財費 ----- 農業固定資本財の減価償却費

$$\text{ウ 付加価値率（％）} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

$$\text{エ 農業固定資本装備率（円）} = \frac{\text{農業固定資本額}}{\text{自営農業労働時間}}$$

$$\text{オ 農機具資本比率（％）} = \frac{\text{大農具・自動車の資本額}}{\text{農業固定資本額}} \times 100$$

$$\text{カ 農業固定資本回転率（回）} = \frac{\text{農業粗収益}}{\text{農業固定資本額}}$$

キ 収益性指標

$$(7) \text{ 家族農業労働1時間あたり（円）} = \frac{\text{農業所得}}{\text{家族農業労働時間}}$$

$$(4) \text{ 農業固定資本1,000円あたり農業所得（円）} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業固定資本額}} \times 1000$$

ク 生産性指標

$$(7) \text{ 農業労働 1 時間あたり農業純生産 (円)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{自営農業労働時間}}$$

$$(i) \text{ 農業固定資本 1,000 円あたり農業純生産 (円)} = \frac{\text{農業純生産}}{\text{農業固定資本額}} \times 1000$$

(4) 自営農業労働時間

ア 自営農業労働時間

自営農業に対する労働投下量を表示するために、自営農業労働時間の計及び家族の労働時間の計を表示した。

イ 作業別労働時間

当該品目計及び当該品目 10 a 当たりの労働時間について、各作業別に表示した。

(7) 作業分類一覧（野菜）

作業分類	作業の内容
育苗	床土作り、床作り、種子予措、は種、かん水、こもかけ、換気、間引き移植、ずらし
は種・定植	苗とり、植穴（溝）堀り、定植、補植、直まき栽培ではは種
施肥	肥料の運搬、施肥
薬剤散布	農薬散布（除草剤の散布を含まない。）
収穫	収穫、収穫物の運搬
調整	水洗い、外葉除去（収穫に伴う除去を除く）及び切断、ふきとり
その他の作業	上記以外の作業及び出荷労働以外の作業
出荷労働	農家が個人で選別、包装、荷造りする場合の作業、農家がばらで共選場に搬出する作業、農家が荷造りしたものを市場又は共販場へ出荷する作業

(i) 作業分類一覧（果樹）

作業分類	作業の内容
整枝・せん定	整枝、せん定、誘引、新梢管理、せん定の準備作業、整枝、せん定の後片付け
中耕・除草	中耕、除草、除草剤の散布、敷草、草刈り
授粉・摘果	摘花、摘房、摘粒、摘果、人工授粉、薬剤による摘花果、ジベレリン処理
薬剤散布	病虫害の予防及び駆除のための農薬散布
収穫・調製	収穫、収穫物の運搬、収穫時の除袋
その他の作業	上記以外の作業及び出荷労働以外の作業
出荷労働	農家が個人で選別、包装、荷造りする場合の作業、農家がばらで共選場に搬出する作業、農家が荷造りしたものを市場又は共販場へ出荷する作業

4 利用上の注意

- (1) 野菜・果樹品目別統計は、各品目別に原則として全国の主産地において調査農家を配し、実施している事例的調査である。

したがって、全調査農家平均は必ずしも全国の栽培農家の平均値を示しているとはいえず、道府県別の平均についても各道府県における栽培型の違いがあることから単純に比較はできないので、利用に当たっては留意されたい。

なお、巻末に「参考資料」として「平成13年産野菜・果樹品目別統計調査農家の栽培概況」を掲載しているので参照されたい。

- (2) 統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」： 該当のないもの。

「…」： 調査を欠くもの。

「0」： 単位に満たないもの。

- (3) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計情報部

経営統計課 農業経営統計班

電話 03－3502－8111（内線）2727

03－3591－9779（直通）